

平成18年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成18年6月9日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時	開議	平成18年6月21日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
及 び 宣 告	閉会	平成18年6月21日 午前11時18分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番	深 村 繁 雄	出
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出	

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	
	助役	古賀 一也	農林課長(本庁)	
	教育長	池田 修	商工観光課長(本庁)	
	総務部長	中島 庸二	建設課長(本庁)	
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	
	教育次長		市民税務課長(支所)	
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	井上 嘉徳
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	松尾 保幸
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長	中島 文二郎	建設課長(支所)	
	市民税務課長(本庁)		下水道課長	
	保健環境課長(本庁)		水道課長	角 勝義
	本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記

平成18年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成18年6月21日（水）

本会議第6日目

午前10時 開 議

日程第1 討論・採決

- 議案第92号 嬉野市政務調査費の交付に関する条例について
- 議案第93号 嬉野市国民保護対策本部及び嬉野市緊急対処事態対策本部条例について
- 議案第94号 嬉野市暴走族追放推進条例について
- 議案第95号 嬉野市防犯推進に関する条例について
- 議案第96号 嬉野市男女共同参画審議会設置条例について
- 議案第97号 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例について
- 議案第98号 嬉野市リーディング事業審議会設置条例について
- 議案第99号 嬉野市名誉市民条例の一部を改正する条例について
- 議案第100号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第101号 嬉野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第104号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について
- 議案第105号 指定管理者の指定について
- 議案第106号 指定管理者の指定について

平成18年第2回嬉野市議会定例会

追加議事日程（第1号）

追加日程第1 議案の修正について

- 議案第107号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）

追加日程第2 議案審議

議案第107号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）

議案第107号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）

議案第108号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第109号 平成18年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第110号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

議案第111号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第2 農業委員会委員の推薦について

日程第3 発議第7号 特別委員会の設置について（嬉野市リーディング事業特別委員会設置に関する決議）

日程第4 嬉野市リーディング事業特別委員会委員の選任について

日程第5 委員長報告

平成18年第2回嬉野市議会定例会

追加議事日程（第2号）

追加日程第1 発議第8号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書について

追加日程第2 発議第9号 JR九州に係る支援策等に関する意見書について

追加日程第3 発議第10号 非核・平和自治体を宣言する決議について

日程第6 閉会中の付託事件について

午前10時 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日、大変お疲れさまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．討論・採決を行います。

議案第92号 嬉野市政務調査費の交付に関する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第92号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第92号 嬉野市政務調査費の交付に関する条例については可決されました。

次に、議案第93号 嬉野市国民保護対策本部及び嬉野市緊急対処事態対策本部条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第93号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第93号 嬉野市国民保護対策本部及び嬉野市緊急対処事態対策本部条例については可決されました。

次に、議案第94号 嬉野市暴走族追放推進条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第94号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第94号 嬉野市暴走族追放推進条例については可決されました。

次に、議案第95号 嬉野市防犯推進に関する条例について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第95号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第95号 嬉野市防犯推進に関する条例については可決されました。

次に、議案第96号 嬉野市男女共同参画審議会設置条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第96号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第96号 嬉野市男女共同参画審議会設置条例については可決されました。

次に、議案第97号 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第97号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第97号 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例については可決されました。

次に、議案第98号 嬉野市リーディング事業審議会設置条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第98号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第98号 嬉野市リーディング事業審議会設置条例については可決されました。

次に、議案第99号 嬉野市名誉市民条例の一部を改正する条例について討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第99号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第99号 嬉野市名誉市民条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第100号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第100号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第100号 嬉野市税条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第101号 嬉野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第101号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第101号 嬉野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第102号 嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第102号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第102号 嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第103号 嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第103号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第103号 嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第104号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第104号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第104号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議については可決されました。

次に、議案第105号 指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第105号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第105号 指定管理者の指定については可決されました。

次に、議案第106号 指定管理者の指定について討論を行います。

討論の前に、地方自治法第117条の規定により、芦塚典子議員は除斥の対象になりますので、退席を求めます。

〔芦塚典子議員 退席〕

それでは、議案第106号 指定管理者の指定について討論を行います。反対討論、どうぞ。

○20番（山田伊佐男君）

どうもおはようございます。山田でございます。

議案第106号 嬉野市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、反対討論を行うものでございます。

地方自治法の一部改正に伴い、公的施設を直営で運営するか、あるいは民間で管理するか期限が迫られる中、今回、その指定を特定非営利活動法人NPO 潮田^{しおた}満川に決定され、提案がなされました。

嬉野市コミュニティーセンターは、旧塩田町民のコミュニティーの場として、さまざまな事業を展開し、今日まで町民に親しまれてきたと推測をいたすところであります。

指定管理者制度は2003年に施行され、道路、河川、教育施設以外は指定管理者に移行できるわけで、市場規模としては10兆円以上で利権の温床となる危険性が伴うものであります。税金でつくった施設が、経費節減、サービス向上をうたい文句に民間の金もうけの手段にされ、うたい文句とは裏腹に、公共サービスの低下が懸念をされ、危惧いたすところであります。自治体が運営するこのコミュニティーセンターを費用対効果という視点でのみとらえようとする姿勢に私は大きな疑問を持っています。

合併をしてわずか5カ月、今こそ、この施設を新市民の住民活動、交流促進の核として、また、伝統文化を守り、人を育てるまちづくりの拠点として、さらに加えて、新市嬉野の観光情報発信基地として市が運営することにより、大きな波及効果をもたらすものと思っています。

今回の選定に当たり、議案審議の中でもさまざまな問題が明らかになりました。その団体が果たしてきた今日までの業務実績をどう評価し、この施設の目的としている管理者として

適切であるかの判断が欠落しているように思えてなりません。また、団体が提出された事業計画は一定の評価はしつつも、それに連結する収支予算書においては、その事業計画を反映する収支予算計画となっておらず、一抹の不安を感じたのは私だけでしょうか。

さらに、選考委員会においても、事業計画の中の自主事業に対して大きな評価をしていると言いつつ、団体が要望する自主事業の委託料については予算化を見送るとの結論を明らかにされました。NPO団体の性格上、この施設の管理運営を行い、新たな事業を展開するとするならば、当然のことながら、不足する予算については要望があるということを踏まえて選考すべきではないでしょうか。

今、特に地方において、指定管理者の撤退が叫ばれています。経営として成り立たない、経営を重視すれば本来のその施設の目的と大きく乖離する等の要因であります。法の趣旨にのっとり今回の提案をされたわけでございますけれども、結果として辞退届の提出もあっており、最悪の結末を迎えることになりそうであります。公募から選考までの過程における対応の慎重さの欠落を強く指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（山口 要君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第106号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立なしと認めます。したがって、議案第106号 指定管理者の指定については否決されました。

芦塚典子議員の入場、着席を求めます。

〔芦塚典子議員 入場、着席〕

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時12分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま否決をいたしました議案第106号に関連しまして、市長から議案第107号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）の修正について申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。議案の修正を議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1．議案第107号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）の議案の修正についてを議題といたします。

議案修正の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。大変お疲れさまでございます。

それでは、平成18年6月9日に提出いたしました議案第107号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）につきまして、嬉野市コミュニティーセンターの運営について指定管理者による管理運営の予算を計上いたしておりましたけれども、直営による運営に変更するため、嬉野市議会会議規則第18条第1項の規定により、補正予算案の修正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

詳細につきましては、担当部長の方から説明を申し上げたいと思っております。よろしくお取り計らいのほどお願ひ申し上げます。

○議長（山口 要君）

次に、修正された議案の細部説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

皆さんおはようございます。それでは、細部説明をいたします。

お手元に差し上げております「議案の修正について」というのと、もう一つ「平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）」がございますけれども、この厚い方の部分につきましては、1ページからすべて新しい方の予算ということで全部を差しかえた場合にこういうふうになるということの参考資料でございます。内容につきましては、お手元の薄い方で説明をさせていただきます。

今回、先ほどの議案第106号の関係でこのように修正するわけですが、2ページの当初予算の一般会計予算をちょっと見ていただきますとようございますけれども、2ページ

の歳入歳出予算補正で、13款の使用料及び手数料につきましては、修正前が2,137千円、補正額が今回935千円のマイナスになるわけでございます。それで、計といたしまして「112,547千円」が「113,749千円」となります。この差額としましては、プラスの1,202千円になるわけでございます。これにつきましては、指定管理者として使用料を組み入れておりましたけど、今回直営ということで、改めて使用料の歳入が見込まれるものでございます。

その次の3ページにつきましては、この使用料を繰入金として減額いたしまして、1,202千円をそのままプラス・マイナス・ゼロというふうに合わせているものでございます。

4ページの歳出の方でございますけど、これにつきましては、総務費の中の6目ですけれども、この予算書の中では、総務管理費の「47,233千円」が「48,108千円」になるもので、補正額がプラスの875千円となります。上の方も全部一緒でございます。総計の方がこのようになるということでございます。

6ページにつきましては、この875千円を予備費で減額する形になります。この6ページにつきましてはそういうことでございます。と申しますのは、この予算書の中で総額を変更しないために、このような措置をとらせていただいているものでございます。

11ページからは、事項別明細の内容になるわけですけれども、11ページをあけていただきますと、1目の総務使用料の中で当然コミュニティーセンターの1,202千円がすべて削除でゼロになるものでございます。11ページの下欄はその総計の分でございます。

続きまして、15ページでございます。

繰入金につきましては、18款の1項の1目、財政調整基金繰入金でございますけれども、これにつきましては、事項別のところでいきますと「223,012千円」が「221,810千円」となります。これは1,202千円の減額となるものでございます。繰入金で調整をしたものでございます。

その次の下の15ページ、これは総計の欄がこのように変わるということでございます。

20ページにつきましては、総務費の一般管理費の歳出でございますけれども、6目がすべてこのように変わるということで、この20ページにつきましては、一番右の「1,855千円」が「1,528千円」ということで、マイナスの1,202千円となるものでございます。

20ページから21ページにつきましては、すべて削除ということで、賃金から14節の使用料及び賃借料までをすべて削除させていただきます。

21ページにつきましては、総務費の企画費の中で、役務費の「462千円」が「600千円」と

いう形で、この辺は直営になるためにその分の通信運搬費等をもとに戻したものでございます。これがプラスの138千円となります。

それと、23ページでございますけれども、これもトータルの分でございます、最終的に二つ目の補正額47,233千円が、新しいページ、先ほどの厚い資料の中でございますけれども、48,108千円となるものでございます。これについてはプラスの875千円。その次の「979,784千円」が「980,659千円」となりまして、これが同じくプラスの875千円となるものでございます。それと、合計として、その他が6,223千円となり、一般財源が39,885千円となるものでございます。この差額といたしまして、すべての合計を出しますと、当初お願いしました6目の企画費の中での増減については、今回327千円の減額となるわけでございますけれども、実質の中では327千円になりますけど、これにつきましては、職員がそこに関与しとった分を指定管理者の中で職員の手当、人件費等を計上したために今回327千円増となつたわけですが、これを直営に直したところで、総額でいきますと、6目の中では327千円減額になるものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

追加日程第2. これより修正いたしました議案第107号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第107号の質疑を終わります。

それでは、討論・採決の議事を続けます。

議案第107号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

山田でございます。議案第107号 平成18年度の一般会計補正予算（第2号）について反対討論をいたします。

本補正予算は、歳入及び歳出それぞれ442,953千円を追加して、総額において11,164,147千円とするものでございます。今回の補正予算について、AEDの配置、廃プラスチックの再生処理、学校改築を展望した学校建設基金の積立金、大野原中学校体育館設計委託料、子供たちの夢をはぐくむ夢づくり支援事業等々、評価をし、賛同する項目もございますが、

今回の反対討論では、補正予算の対象となっている項目の中から2点について、その問題点を指摘いたしたいと思います。

まず、総務管理費の行政診断の問題であります。

5,000千円という多額の予算措置をし、民間会社に委託をするものであります。本来なら各課職員全体で現状を把握して、問題点をピックアップしながら、無理、むだを消去する、このことが先ではないかというふうな思うところがございます。そのような簡単なことも手をつけずして、行政診断をし、業務量と要員を割り出すとの方針であります。そのことに大きな疑問を持つところがございます。職員一人一人が現状のみずからが行う業務の中で、どうむだを省くかという視点がない限り、行政診断の結果が出たとしても、その後の改善につながらないという先進自治体の結果も明らかになっています。

そこで、私が主張したいのは、各課において課長を中心として検討をし、実践した結果として、これ以上の省力化ができないという結論に達した、よって行政診断を実施するということであれば、納得をいたすところがございます。

次に、防犯設備設置工事に予算化された5,000千円の監視カメラの問題であります。

本所に11台、総合支所に7台もの監視カメラを設置するものであります。九州の各自治体を調査しても、本市と意を同じくして監視カメラを設置した箇所は皆無に等しい状況であります。私の調査した範囲では、玄海町と熊本市の駐車場と庁舎外への設置だけでありまして、大きな設置理由として、外部からの圧力に対する防御策としての設置であります。なぜそのような行為が頻繁に行われるのか、私自身、理解に苦しむわけがございます。職員を守るといふ市長の考え方には大いに賛同するところではありますが、しかし、いま一度、今日までの仕事を通じて反省すべき点がなかったのか、また、市民に対する対応に問題がなかったのか、市民から指摘を受ける行為が多々あったのではないかと等々、十分に分析をする必要があるのではないかと思うところあります。

監視カメラもない学校現場においては、少ない教職員で、いつ不審者が侵入してくるかという不安を抱えながら、児童・生徒を守り、学力向上に努力している教育現場もあるわけがございます。外部からの圧力に対して、再度、幹部職を中心に、今日までの幹部職の対応に問題はなかったのかも含めて検討すべきだと思うところがございます。また、このことが市民のプライバシーを侵害することも申し述べておきたいと思っております。

以上、2点について簡単でございますけれども、問題があることを指摘いたしまして、

反対討論といたします。

○議長（山口 要君）

賛成討論はありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

皆さんおはようございます。私は、議案第107号 平成18年度一般会計補正予算（第2号）に反対をしない立場で討論を行います。

御承知のように、18年度当初予算につきましては骨格予算であります。しかしながら、骨格とはいえ、ほとんどが予算化されている旨の、市長は所信の中で報告をされております。したがって、今回の補正につきましては、私そのものはおおむね10,000千円台での補正になるのかなというふうに考えておりました。しかしながら、ふたをあけてみますと、440,000千円の補正がなされております。内容的には、その大半が基金からの繰入金と雑入で賄われておまして、依然として財政の厳しさを物語っているものというふうに思います。

そのような中で、支出におきましては政務調査費を初めとして、学校教育費では141,000千円を学校建設基金として積み立て、民生費では126,000千円、介護保険負担金、あるいは乳幼児医療助成、また児童手当の支給年齢の拡大などなど、少子化時代に即した予算編成がなされている、このように理解をしております。

なお、総務費では、塩田、嬉野両町における固定資産の平準化に早く取り組み、両町の融合促進の考え方であろうと、このように思うわけでございます。

土木費につきましては、県土事業に対する負担金、さらには一般市道の新設改良、急傾斜工事による崩壊防止など、市民の利便と安全を考慮されたものと理解をいたしております。

一部には不満も残しながら、全体的には評価できるものであり、議案第107号に対して賛成の意を表するものであります。

議員各位の良識ある判断をお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（山口 要君）

これで討論を終わります。

これから採決します。議案第107号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第107号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算

(第2号)については可決されました。

次に、議案第108号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第108号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第108号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については可決されました。

次に、議案第109号 平成18年度嬉野市老人保健特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第109号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第109号 平成18年度嬉野市老人保健特別会計補正予算(第1号)については可決されました。

次に、議案第110号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第110号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第110号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第1号)については可決されました。

次に、議案第111号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算(第1号)について討論を

行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第111号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第111号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）については可決されました。

日程第2. 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦の農業委員は3人とし、田中政司議員、野副道夫議員、深村繁雄議員、以上の方を指名し、推薦したいと思いますが、ここで地方自治法第117条の規定により、被推薦者の除斥を行います。

まず、田中政司議員の退席を求めます。

〔田中政司議員 退席〕

お諮りします。農業委員会委員に田中政司議員を推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、田中政司議員を推薦することに決定いたしました。

田中政司議員の入場、着席を求めます。

〔田中政司議員 入場、着席〕

次に、野副道夫議員の退席を求めます。

〔野副道夫議員 退席〕

お諮りします。農業委員会委員に野副道夫議員を推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、野副道夫議員を推薦することに決定いたしました。

野副道夫議員の入場、着席を求めます。

〔野副道夫議員 入場、着席〕

次に、深村繁雄議員の退席を求めます。

〔深村繁雄議員 退席〕

お諮りいたします。農業委員会委員に深村繁雄議員を推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、深村繁雄議員を推薦することに決定いたしました。
深村繁雄議員の入場、着席を求めます。

〔深村繁雄議員 入場、着席〕

以上により、議会推薦の農業委員会委員として田中政司議員、野副道夫議員、深村繁雄議員の3人を推薦することに決定いたしました。

日程第3. 発議第7号 特別委員会の設置について（嬉野市リーディング事業特別委員会設置に関する決議）についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、山口榮一議員。

○13番（山口榮一君）

皆さんおはようございます。それでは、特別委員会設置について提案をしたいと思います。
特別委員会の設置について（嬉野市リーディング事業特別委員会設置に関する決議）でございます。

標記のことについて、別紙のとおり嬉野市議会会議規則第13条の規定により提案をいたします。

特別委員会の設置について（嬉野市リーディング事業特別委員会
設置に関する決議（案））

次のとおり、嬉野市リーディング事業特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1 名 称 | 嬉野市リーディング事業特別委員会 |
| 2 設置の根拠 | 地方自治法第110条及び嬉野市議会委員会条例第6条 |
| 3 目 的 | 嬉野市リーディング事業に係る調査 |
| 4 委員の定数 | 22人 |

平成18年6月21日提出。議長あてでございます。

提出者は私、山口榮一と、賛成者が山口栄秋議員、野副道夫議員、神近勝彦議員、川原等議員、田中政司議員。

理由といたしましては、嬉野市リーディング事業に係る調査を遂行するためということで

ございます。よろしく願いをいたします。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第7号の質疑を終わります。

これから発議第7号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議提第7号は原案のとおり可決されました。

日程第4．嬉野市リーディング事業特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました嬉野市リーディング事業特別委員会の委員の選任については、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。嬉野市リーディング事業特別委員会委員は、議長が指名することに決定いたしました。

ただいまから特別委員会委員を指名いたします。嬉野市リーディング事業特別委員会委員に、議長以下全議員の22人を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、全議員の22人を嬉野市リーディング事業特別委員会委員として選任することに決定いたしました。

ここで休憩したいと思えますが、休憩中に特別委員会を開催していただきまして、委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

嬉野市リーディング事業特別委員会委員長に田口好秋議員、副委員長に山口榮一議員、以上のとおり正副委員長が決定いたしました。

日程第5. 委員長報告を議題といたします。

まず、総務企画常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託しておりました請願の審査結果について、委員長に報告を求めます。

まず、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願について報告を求めます。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託し、審査をお願いしていたものであります。審査結果について委員長に報告を求めます。神近勝彦文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

それでは、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書について、本文教厚生委員会の方に付託されました件について御報告いたします。

文教厚生委員会において審査しましたところ、願意妥当と認め、採択といたしました。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおりに採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求

める請願については採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号 JR九州への支援策等に関する意見書の提出をお願いする請願書について報告を求めます。

本件につきましては、総務企画常任委員会に付託し、審査をお願いしていたものであります。審査の結果について委員長に報告を求めます。野副道夫総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（野副道夫君）

請願第2号 JR九州への支援策等に関する意見書の提出をお願いする請願につきまして、過日、総務委員会で慎重に審議をいたしましたので、御報告を申し上げます。

本委員会に付託の案件、事件は、審査の結果、下記のとおり決定をいたします。会議規則第100条の規定により報告をいたします。

請願の趣旨については、願意妥当と認め、意見書の提出について、委員会で作成し、後で提出をする予定でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を求めます。神近勝彦議員。

○11番（神近勝彦君）

1点お尋ねをしたいと思います。

JR九州もあくまでも民営でございます。各公共交通機関を考えたときに、民間のバス会社がございます。第三セクターの鉄道関係もございます。そのあたりの関連について、どのような御協議をされたのでしょうか。

○総務企画常任委員長（野副道夫君）

このJR九州への、要するに支援策、固定資産税の減免であるとか、その他積立金による運用益などの支援によってJRが過去に経営をされてきております。したがって、これは民営化がされる次元からこのような制度をとっておられるわけございまして、たまたま19年度でその制度が切れるというようなことから、このことについては継続をしてもらいたいという趣旨のもとで、願意妥当ということで認めております。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第2号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号 JR九州への支援策等に関する意見書の提出をお願いする請願書について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、請願第2号 JR九州への支援策等に関する意見書の提出をお願いする請願書については採択とすることに決定いたしました。

次に、総務企画常任委員会及び産業建設常任委員会に付託しておりました陳情の審査結果について、委員長に報告を求めます。

まず、陳情第6号について、総務企画常任委員会の陳情審査報告を求めます。野副道夫総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（野副道夫君）

総務企画委員会の付託につきまして御報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定をいたしましたので、会議規則第100条の規定によりまして、御報告を申し上げます。

陳情第6号の関係でございますけれども、案件は、「非核・平和自治体宣言」の決議を求める要請書でございます。私たちはあくまでも平和を守る立場の中で願意妥当ということで認めております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第6号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号 「非核・平和自治体宣言」の決議を求める要請書について採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、陳情第6号 「非核・平和自治体宣言」の決議を求める要請書については採択することに決定いたしました。

次に、陳情第7号から陳情第10号までについて、産業建設常任委員会の陳情審査報告を求めます。川原等産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（川原 等君）

産業建設常任委員会に付託されました事件で、審査の結果を下記のとおり決定しましたので、会議規則第100条の規定により報告いたします。

まず、陳情第7号 杵藤会会員優先指名のお願いについて審査いたしました。

その結果、不採択といたしました。理由については、指名業者の指名については市の指名基準に従って行われており、公平性、透明性が保たれているため、優先的指名は要請できないと考えました。

次に、陳情第8号 大野原演習場下流の水路の新設及び改良について、この件については採択といたしました。

既存の水路と広大な大野原演習場の現状を見た場合、雨量に見合った水路の整備が早期に必要と判断したので、所管課に申し入れました。

陳情第9号 歩道の設置について、この分は採択しております。

該当区間が坂になっており、危険な状況であるため、国土交通省に対し要望活動を継続されるよう所管課に申し入れをいたしました。

陳情第10号 国道34号線 今寺―三坂区間の歩道の設置について、この分を採択といたしました。

歩道の整備は、人命に絡んだ重要な問題であるので、国土交通省に対し要望活動を継続されるよう所管課に申し入れました。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ただいま陳情第7号から陳情第10号までについて報告がありました。

ただいまの報告に対して一括して質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

陳情第10号についてお尋ねをしたいと思います。

採択されましたことについてはお礼を申し上げたい、そのように思うわけですが、理由について、要望活動を継続されるよう所管課に申し入れたとございます。この陳情書の内容につきましても、議会から国土交通省各課への要請をお願いしたいという要望だったと思います。その件について産業建設委員会では何も論議をなされなかったのかどうか。

○議長（山口 要君）

はい、どうぞ、委員長。

○産業建設常任委員長（川原 等君）

今の件ですけれども、議会から要望書を出すということについての意見は行いませんでした。それは産業建設委員会での私の勉強不足かわかりませんが、今現在、国土交通省に対してのいろいろな要望をされておりますので、それを重視いたしました。

以上です。

○11番（神近勝彦君）

重視されたことについては評価申し上げたいんですが、陳情内容は、議会から各関係機関に要望してほしいという陳情でございますので、この点について十分論議をしていただいて、議会から請願という形の中で出していただくのが妥当ではなかったのかと思いますが。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（山口 要君）

再開いたします。

○産業建設常任委員長（川原 等君）

お答えいたします。

産業建設委員会としては、先ほど申しましたように、国土交通省に対しての要望を行うということで採択しております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

第8号の陳情についてですが、大野原地区の水路の改良ということなのですが、この所管課というのが、いわゆる水路の建設になると、大野原の演習場が絡んでくると基地協力会等のことで、総務課になるのか、建設課になるのかということがあるかと思いますが、どちらの課に申し入れをされたのかお尋ねをいたします。

○議長（山口 要君）

委員長。

○産業建設常任委員長（川原 等君）

この件については、産業建設委員会としては建設課にお願いします。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第7号 杵藤会会員の優先指名に関する陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、陳情第7号 杵藤会会員の優先指名に関する陳情書については不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第8号 演習場下流の水路の新設及び改良に関する陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、陳情第8号 演習場下流の水路の新設及び改良に関する陳情書については採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第9号 歩道の設置に関する陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、陳情第9号 歩道の設置についての陳情書は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第10号 国道34号線 今寺―三坂区間の歩道の設置についての陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、陳情第10号 国道34号線 今寺―三坂区間の歩道の設置に関する陳情書は採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時3分 再開

○議長（山口 要君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。請願第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書が採択されたことに伴い、ただいま神近勝彦議員外5名から、発議第8号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書が提出されました。また、請願第2号 JR九州への支援策等に関する意見書の提出をお願いする請願書が採択されたことに伴い、野副道夫議員外7名から、発議第9号 JR九州に係る支援策等に関する意見書が提出されました。さらに、陳情第6号 「非核・平和自治体宣言」の決議を求める要請書が採択されたことに伴い、野副道夫議員外7名から、発議第10号 非核・平和自治体を宣言する決議が提出されました。これらを追加議事日程第2号として日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第8号から発議第10号までを日程に追加し、追加日程第1から第3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第8号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、神近勝彦議員。

○11番（神近勝彦君）

それでは、発議第8号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書について、意見を申し上げます。

嬉野市議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

提出する理由につきましては、次のページ、求める意見書（案）を朗読してかえさせていただきます。

1985年度国家予算編成期により、毎年、見直し・削減の俎上に登ってきた「義務教育費国庫負担制度」については佐賀県議会を初めとする多くの地方議会からの声に2006年度国家予算においても制度の根幹は堅持された。

周知のとおり、義務教育費国庫負担制度は、憲法・教育基本法で保障する「義務教育費無償の原則」や「教育の機会均等・水準の維持向上」を具体化する現行教育制度の重要な根幹をなす制度として、人材育成には不可欠なものである。

税源移譲策としての義務教育費国庫負担金一般財源化は、地方分権確立よりも財政状況の差を教育の面において顕在化させることを惹起しかねない。実際、国の負担割合を2分の1から3分の1へと減額した今年度は、地方の負担分が増加し、財政が圧迫されていることは明らかである。

教育の質的向上が望まれ、各地方自治体が独自の教育施策を実践している今日、義務教育費国庫負担制度の廃止は保護者・地域住民の望みに逆行すると共に、憲法が保障する「教育の機会均等・水準の維持向上」を阻害する要因となるものである。

よって、本議会は政府に対し、「義務教育費国庫負担制度」の本来の趣旨に則り、本制度の堅持および義務教育費に係る財源確保を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月21日

佐賀県嬉野市議会

議長 山口 要

提出先は、内閣総理大臣ほか、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣であります。

提出者は文教厚生委員会委員長神近勝彦。賛成者は文教厚生委員会のメンバーであります。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから発議第8号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第8号の質疑を終わります。

これから発議第8号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第8号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書については可決されました。

次に、追加日程第2．発議第9号 JR九州に係る支援策等に関する意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、野副道夫議員。

○14番（野副道夫君）

発議第9号 JR九州に係る支援策等に関する意見書について。

標記のことにつきましては、別紙のとおり嬉野市議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

提出者、私、野副と、あと賛成者、総務企画委員会の皆さんでございます。

理由として、JR九州の支援策などの継続のためということでございます。

意見書（案）につきまして読み上げたいと思いますが、中で文字がちょっと漏れておりますので、恐れ入りますけれども、上から15行目の一番頭に「ままでは、」とあると思いますが、「ままでは、今後、さら経営安定」となっておりますので、「に」を加えていただきたいというふうに思います。

それでは、意見書（案）について御説明を申し上げます。

昭和62年4月1日、当時の国鉄は分割・民営化され、公共輸送の使命と鉄道の再生を図るべく、JR7社が誕生しました。JR九州をはじめとするJR三島会社（北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社）については、発足当初から営業赤字は避けることはできないとして、経営安定基金が設けられ、そこから生み出される運用益と固定資産税等の減免措置による負担軽減によって営業赤字を補填し、なおかつ毎年運賃を値上げしていかなければ当該エリアの鉄道を維持していくことは困難であるとの見通しにありましたが、過去に一度の運賃値上げに止めることができています。

しかし、この間の低利金利による影響を受け、経営安定基金の運用益は大幅に減少することとなり、経営努力の範疇を遥かに超えるこの事態を改善するため、発足10年を経過した平成9年度からの5年間、経営安定基金の運用益確保を目的とした新たなスキームが確立され、その後も、平成14年度から5年間の延伸が行われていますが、会社発足当初の半分程度の経営安定基金運用益となっているばかりか、このままでは、今後、さらに経営安定基金運用益は減少していくことは確実です。

JR九州は、地域住民の足として、国民生活に欠くことのできない存在であります。しか

し、J R九州に講じられている支援策は平成19年3月末に期限切れを迎え、それ以降、支援策が講じられなければ、再び赤字線の廃止や運賃改定などによって、利用者や地域住民に犠牲が押しつけられることになることは必至です。

よって、本議会は、政府に対し、平成19年度以降も、J R九州に講じられている現行支援策（経営安定基金の運用益の確保・固定資産税等の免税）と同等以上の効果をもたらす支援策の継続を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

提出者、佐賀県嬉野市議会議長山口要。提出先は、総理大臣以下、総務大臣、財政大臣、国土交通大臣でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから発議第9号 J R九州に係る支援策等に関する意見書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第9号の質疑を終わります。

これから発議第9号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第9号 J R九州に係る支援策等に関する意見書については可決されました。

次に、追加日程第3. 発議第10号 非核・平和自治体を宣言する決議についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、野副道夫議員。

○14番（野副道夫君）

発議第10号 非核・平和自治体を宣言する決議。

標記のことについては、別紙のとおり嬉野市議会会議規則第13条の規定により提出をいたします。

提出者、私、野副と、あと総務企画委員会の皆さんでございます。

決議（案）について御説明を申し上げます。

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

核兵器を廃絶し、21世紀を戦争のない平和で安心して暮らせる時代にするのは、今を生きる私たちに課せられた最大の責務である。

しかし、今なお世界には大量の核兵器が存在し、核保有国の拡大も懸念されるなど、世界の平和と人類の生存に大きな脅威を与えている。

我が国は世界唯一の核被爆国として、広島、長崎の惨禍を再び繰り返さないために核兵器廃絶を全世界へ訴え続けなければならない。

このまちで、すべての人々が平和のうちに安心して暮らし、働きつづけられることを願ってやまないものである。

嬉野市議会は、世界の恒久平和と、核兵器がすべての国から一日も早く廃絶されることを願い、ここに「非核・平和自治体宣言」を決議する。

平成18年6月21日

佐賀県嬉野市議会

以上です。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから発議第10号 非核・平和自治体を宣言する決議について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第10号の質疑を終わります。

これから発議第10号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第10号 非核・平和自治体を宣言する決議については可決されました。

ただいま可決されました発議第8号及び発議第9号の意見書は、後日関係大臣へ送付いたします。

日程第6. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続調査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの要請のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出された案件の審議、討論、採決など、すべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。平成18年第2回嬉野市議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午前11時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員